

3 意見交換・質疑応答

＜意見＞

自治体	主な内容
大阪府	<p>インターネットを悪用した、外国人に対する偏見をあおるヘイトスピーチのような掲載、個人の名譽やプライバシーの侵害など、様々な人権侵害が発生しています。</p> <p>このようないじめや人権侵害の防止について、国においては、被害者の発信者情報開示請求に係る非訟手続の創設や侮辱罪の法定刑の見直し等の対策が講じられており、今後、損害賠償等による被害者の早期救済や発信者に対する誹謗中傷の抑止等、一定の効果が見込まれると期待されています。</p> <p>つきましては、新たな制度でも、削除の判断は裁判所やプロバイダ等に委ねられており、人権侵害情報の早期の削除に必ずしもつながっていません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権擁護機関からの削除要請に応じたプロバイダ等の賠償責任の免責（プロバイダ責任制限法の改正） ・同和地区の所在地情報の流布やヘイトスピーチ等極めて悪質と判断される情報に限ったサイトブロックの制度整備 ・人権救済を図るための独立性を有する第三者機関の設置
大阪市	<p>大阪府では、インターネット上のヘイトスピーチへの対処に関して、以前より国に要望を行ってきたところですが、国におかれては、この度、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）を改正及び施行され、被害者本人による発信者情報開示手続等についての一定負担軽減が図られることとなりました。</p> <p>一方、地方公共団体がヘイトスピーチを認定しプロバイダに削除を要請しても、プロバイダが発信者との争いを恐れて削除に応じない場合もあります。地方公共団体が実効性のある施策を推進するためには、国において、こうしたプロバイダによる削除行為の責任を免除できるような関係法令の改正を行う等の措置を講じることが必要であると考えています。</p> <p>引き続き、国において効果的な措置を講じられるようお願いいたします。</p>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・本府がインターネット上のヘイトスピーチと思われる書き込み等が発見した場合、その内容を精査の上、法務省（京都地方法務局）及びプロバイダ等に対して削除要請を依頼しているところである。 ・法務省からお聞きしているところでは、より多くの声をプロバイダ等に届けることが有効であるとの観点から、自治体が直接プロバイダへの削除要請を行うことに対して、肯定的な見解をいただいている。自治体が削除要請をより適切に実施する上で有効と考えられるため、削除要請の具体的手法・考え方について情報提供をお願いしたい。 ・インターネット上の人権侵害に係る状況をプロバイダ等へ伝えるとともに、自治体による削除要請をより効果的に行うため、自治体とプロバイダ等による情報・意見交換の機会を設けていただきたい。
兵庫県	<p>本県では、「インターネット・モニタリング事業」を平成30年7月から、県内市町と情報共有を図りながら実施し、ヘイトスピーチに該当すると思われるものについては、プロバイダ等への削除要請を行うと共に、神戸地方法務局へ削除依頼を行っている。</p> <p>この際、同和問題（部落差別）については、「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」（平成31年3月8日付け、法務省人権擁護局調査救済課長名依頼通知）に併せて「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」（平成30年12月27日付け、法務省人権擁護局調査救済課長名依頼通知）を参考にしてしている。他方、これらの通知はプロバイダが削除を行う際に「インターネット上の基準」となっていることを考えている。</p> <p>しかしながら、ヘイトスピーチに関するキーワードを特定することに非常に困難な状況に陥っている。</p> <p>観点から、モニタリング結果の取扱いに苦慮している。</p> <p>については、国において、ヘイトスピーチに該当する言葉、表現等を特定して、同和問題（部落差別）に関する通知を発出され、悪質な差別的書き込みの削除について実効性を担保願いたい。</p>
尼崎市	<p>プロバイダ等がインターネット上の情報の削除等を行おうとする場合、プロバイダ等自身が違法性を判断する必要があり、さらに、削除を行った場合、発信者から提訴されるリスクもあり、削除対象とする人権侵害情報の適否の判断が難しい状況にあります。</p> <p>インターネット上の人権侵害について、プロバイダ等が上記リスクを回避できるような、人権侵害情報の適否の判断を行うなど迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を国に設置していただきたい。</p>
福岡市	<p>街頭啓発等で使用できる15秒程度の啓発動画を新たに作成し、各自自治体に提供してもらいたい。</p>

<質問>

主な内容	
自治体 川崎市	<p>① インターネット上のヘイトスピーチについて、投稿の量や投稿されるサイトの傾向など、何らかの定量的なデータの傾向がありますでしょうか。ヘイトスピーチを伴うデモについては、平成27年度に法務省委託調査研究事業として実施された「ヘイトスピーチに関する実態調査」により、年度ごとのデモの発生回数や発言内容等の定量的なデータを入力できますが、インターネット上のヘイトスピーチについて、何らかの調査結果はありませんでしょうか。</p> <p>② インターネット上のヘイトスピーチ、特にSNSや電子掲示板への投稿について、ヘイトスピーチ解消法の「不当な差別的言動」への該当性を判断するにあたり、法務省人権擁護局の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する参考情報」以外に、参考となる情報（裁判例、人権侵害事件の処理例など）はありますか。</p>
大阪府	<p>1 法務省が実施された「ヘイトスピーチに関する実態調査（H28.3）」及び「外国人住民調査（H29.6）」については、本府においても人権施策の推進に参考とさせていただきます。</p> <p>2 法務局へ削除要請した案件について、昨年度から処理結果の情報提供をいただいています。しかしながら、提供いただいただけの情報は、プロバイダ等へ削除要請を実施したか否かなどに限られています。今後法務局及びプロバイダ等への削除要請の取組みを進めるためには、より多くの情報をいただき、府としても分析を進めていく必要があると考えています。つきましては、削除要請をしなければならなかった場合の理由や要請回数など、より詳細な情報の提供をお願いいたします。</p>
大阪市	<p>議題1の中で国よりご説明がいただけるかもしれませんが、法務省人権擁護局調査救済課長名で平成31年3月8日付け依命通知された「インターネット上の不当な差別的言動に係る事案の立件及び処理について」に関し、昨年からご教示いただいている、法務局によるインターネットを利用して行われるヘイトスピーチへの対処について、最近までの取扱件数、削除に至った件数を含め、具体的な成果について、ご教示ください。</p>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット上のヘイトスピーチへの対策については、プロバイダ等の自主的な取組を主体に進められているが、実情としてヘイトスピーチが削除されない状況にあり、自主的な取組が機能していないと考えられるのか。プロバイダ等に促す法整備等より実効性のある取組が必要ではないか。 ・ 令和4年5月に（公財）商事法務研究会による「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会取りまとめ」がまとめられたが、この取りまとめ結果はどのような活用されているのか。プロバイダ等への働きかけの状況及び今後の予定・見通しについて具体的に示していただきたい。
尼崎市	<p>インターネット上のヘイトスピーチにおいて、法務省が削除要請した件数と事例、削除要請すると判断した基準も共有していただけていませんでしょうか。</p> <p>また、個人を特定せず、ヘイトスピーチにあたる3分類（①脅迫的言動、②著しく侮辱する言動、③地域社会から排除することを扇動する言動）に該当し、削除に至った事例はあるでしょうか。その事例も共有ください。</p>